

社会教育主事の配置について

報告内容

社会教育法第9条の2の規定に基づき、平成8年4月1日付で、社会教育主事を配置します。

1 背景

社会教育法第9条の2の規定により、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置くこととされていますが、港区では、令和2年度に常勤の社会教育主事が退職して以降、社会教育主事が不在となっています。

国では、令和2年度から、社会教育主事になるための講習や養成課程を修了した人に対し、社会教育に関する専門的な知識や技能を持つことを示す「社会教育士」の称号を付与する制度を開始しました。自治体においては、社会教育士の資格を有する者を社会教育主事として任用することが可能です。

令和7年度に、現在区で任用している2名の会計年度任用職員（社会教育指導員）が、社会教育主事講習を修了したことから、会計年度任用職員の職に新たに「社会教育主事」を設置し、社会教育主事を発令することにより、港区の社会教育の更なる振興を図ります。

なお、会計年度任用職員（社会教育主事）の職の新設に伴い、現行の会計年度任用職員（社会教育指導員）の職は廃止します。

2 業務内容

- (1) 地域の社会教育に関する事業計画の立案に関すること
- (2) 教育委員会が主催する講座などの企画及び実施に関すること。
- (3) 社会教育施設の運営や社会教育関係の職員に対する指導及び助言に関すること。
- (4) 社会教育団体に対する支援や地域人材の育成などに関すること。
- (5) 社会教育に関する調査、研究及び報告に関すること。
- (6) その他社会教育の振興に関すること。

3 任用条件

- (1) 採用人数 2名
- (2) 採用形態 会計年度任用職員（区分A）

- (3) 任 期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※年度単位で、勤務実績等を踏まえ更新可能とします。
- (4) 勤務形態 週4日 1日の勤務時間は7時間45分
※4週に1週は週3日勤務とします。
実働 29.0625時間/週
- (5) 資格条件 社会教育主事の資格を有していること

4 会計年度任用職員の職の廃止及び発令

- (1) 社会教育指導員の職の廃止 令和8年3月31日付
- (2) 社会教育主事の発令 令和8年4月1日付